

令和 3 年第 9 回南知多町議会定例会

一 般 質 問 一 覧 表

令和 3 年 1 2 月

質問順位	質問議員	質問内容
1	服部光男	1 高齢化社会における移動及び交通問題を問う
2	榎戸陵友	1 大井地区の火災について問う
3	内田 保	1 太陽光発電設備導入に適切な措置を 2 要介護認定者の控除拡大を
4	山本優作	1 特定空家等の解消に向けて

令和 3 年 1 1 月 1 8 日

南 知 多 町 議 会 議 長 殿

南知多町議会議員

服 部 光 男

一 般 質 問 通 告 書

質 問
事 項

質問の要旨（詳細・具体的に記入）

希 望
答 弁 者

一・高齢化社会における移動及び交通問題を問う

2025 年問題、いわゆる「団塊の世代」800 万人全員が 75 歳以上になり、日本全体に超高齢化社会が訪れるという事になる。高齢化によるもう一つの側面として、交通事故の心配、不安からの自動車免許証の返納問題がある。又、家族構成も変化してきており、高齢者の約 1840 万世帯のうち約 7 割が独居世帯、高齢夫婦のみの世帯と見込まれている。一昔前であれば、免許証が無くても、同居家族の支援で通院等も問題なく、食事も作ってもらうことも当たり前であったが、このような社会情勢を踏まえ、高齢者の移動に関し何らかの対策が国や自治体に求められている。そこで、高齢者の移動手段に関わる問題点について、以下の質問をします。

1. 免許証を返納するには、所轄の警察署へ出向いての手続きが一般的と思われるが、返納を決意した人への便宜を図る意味でも、役場又は幹部交番等での出張手続きができるよう警察署との調整は図れないか。

町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一．高齢化社会における移動及び交通問題を問う	2. 高齢者免許証自主返納支援事業として「海っ子バス共通 1 日乗車券 6000 円分（1 日乗車券 12 枚）を交付しているが、事業開始から今日までの実績はどうか。また、支援を受けた方から拡充してほしい等、要望はあるか。 3. 現在近隣市町でも、それぞれが試行錯誤をしながらバスを走らせていますが、他の市町を調べるにつけ「海っ子バス」は他の市町に先行して発進しており、運行面でも先行していると感じています。 外出の移動手段として、まだ課題も多く、利便性と経費削減のためにも今の地域公共交通を見直す提案として、幹線ルートを知多半島の外周を廻る一つのループとして、他の市町との広域運用をすることは考えられないか。 4. 自主返納して頂いた方へさらに支援策として、自転車より安全性の高い電動 3 輪車、電動 4 輪車等の購入時に補助金を出している自治体もあるので、このような検討は出来ないか。 5. 第 7 次総合計画の基本施策に「安心して住み続けられる長寿社会」と位置づけ、町民意識調査では「病院、買い物など足がなくては行けない、一人暮らしのお年寄りにバスやタクシーの手助けをしてほしいとの要望もある。 それに対して、今後具体的にどのように答えていく方向か。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質 問 の 要 旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一．高齢化社会における移動及び交通問題を問う	6. 定義はさまざまですが、買い物弱者が生まれる要因として、「重い荷物が持てない」「高齢者世帯の増加」「地縁、血縁による関係性の希薄化」「運転免許証の自主返納の増加」等があります。本町においても高齢者のいる世帯は年々増加しており、買い物支援のニーズが高まってきていると考えられますが、地域にあった買い物の仕組みを構築する必要があると思うがいかがか。 7. 対策として、一つに移動販売、二つに宅配サービスや買い物代行、三つに家から出かけやすくする方法が考えられると思います。 行政が主体として行うことは難しいことから、他県ではいずれも民間によるサービスが実施されているようです。 私としてはこの移動販売は、利点があるように感じます。行政からは見守り協定を締結したり、警察と連携し交通安全のチラシを配布するなど協力しつつ、業者にはガソリン代など補助で補填して運営をしていただく考え方もあると思うがいかがか。 8. 例えばサロンの参加費を財源にしたお買い物券をサロン参加者に配って、移動販売で利用できることで地域、利用者の同士のつながりもあり、ふれあいもでき、時にはイベントを開催し持続可能な買い物支援の取り組みを支えることになると思うが、いかがか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

No.1

議会事務局

令和 3 年 1 1 月 1 8 日受付

処 理 欄

質 問 順 位 第 2 番

令 和 3 年 1 1 月 1 8 日

南 知 多 町 議 会 議 長 殿

南知多町議会議員

榎戸 陵友

一 般 質 問 通 告 書

質 問
事 項

質問の要旨（詳細・具体的に記入）

希 望
答 弁 者

一・大井地区の火災について問う

10月20日午後10時頃、大字大井字塩屋付近で火災が発生し、4件の家屋が焼失しました。火の勢いは強く、あたり一面の夜空を赤々と照らし恐怖を感じるほどであったとお聞きしました。現場では、地元消防団、地元住民、知多南部消防署の皆さんが必死に消火活動を行っていただきましたが、夜間であり、強風が吹き荒れていたため困難を極めました。消火活動の水利も、隣の川の水がちょうど干潮で満足に利用できなくて手間取ったとも聞いています。

この様に4件も延焼した大きな火災が発生したことはとても残念であり、被災者の方々の心情としては、とても悔しくもあり、悲しくつらいものではなかったでしょうか。心からお見舞い申し上げます。

町当局においては、今後、被災者に対応すべき事項については積極的に対処して頂き、今一度、消火活動の重要性を認識して頂きたい。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町では、今回の火災発生原因と被災状況についてどの様に把握しているか。

2. 現在、被災された方々はどのような状況におかれているか把握しているか。

町長・副町長・教育長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一．大井地区の火災について問う	3. 焼け落ちた建物について、今後近隣住民の影響を考慮して、取り壊し等の計画を把握しているか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長
	4. 最初に発火した際に、あっという間に火が燃え広がったそうです。 「消火器さえあったら、直ぐに消せたのに。」と聞きました。 火災の際の初期消火が一番大事であると考えます。 町では、住民に消火器及び火災報知器の設置をどの様に指導し、取り扱っているか。また、設置状況を把握しているか。	
	5. 町では、今回のような火災等における対応の支援として、「職員の対応マニュアル」と言うようなものはあるか。	
	6. 火災という突発的な事態の場合、住まいや衣服、家財の調達はどうでしょうか、食事はどうでしょうか、生活資金などについても、いろいろとこれからどうすればいいのかと、不安感を持つのは誰しも同じ事だと思います。 ある町では、「災害弔慰金及び見舞金に関する条例」と言う独自で見舞金等を支給される条例がある。本町にはあるか。	
	7. 被災した家屋の取り壊しや、廃棄物の処理に関して、多額の費用が必要と聞くと、少しでも町で助成してはどうか。	
	8. 火災の被害が大きくなった原因に、消火の際の水利が不足であったことが考えられます。大井地区の消火栓、防火水槽など水利は適正に配置されているか。	

質 問 事 項	質 問 の 要 旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一・大井地区の火災について問う	9. 大井地区の消防団関係者の方から、「大井地区には、防火水槽がもう一つ必要だ。」とよく言っていました。今回の件を考えると納得できます。大井区民の安心安全な生活を守るために必ず必要です。設置場所は、西園調整池の中、大井小学校運動場の跡地、空き家の土地など考慮して頂きたいがどうか。	町長・副町長・教育長・関係部課室長

令和 3 年 11 月 18 日

南 知 多 町 議 会 議 長 殿

南知多町議会議員

内 田 保

一 般 質 問 通 告 書

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一 太 陽 光 発 電 設 備 導 入 に 適 切 な 措 置 を	自然環境に配慮した太陽光発電設備の設置の条件は、本町の太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）や県・国の法令が明確にしている。しかし、10月下旬、内海字道根・道入付近の発電設備事業で愛知県自然公園条例・森林法を遵守せず自然破壊を強行する事例があり、町は工事をストップさせた。この事業者への対応と、今後増えると予想される太陽光発電設備導入計画に対して町としてのあるべき措置と姿勢を問う。 1. 10 月下旬頃から法令を無視して、この違法伐採した事業者に対して、原状回復命令等の厳しい処置が必要であると考えます。町としては、違法伐採にどのような指導・ペナルティーを実施するのか、また実施したのか。 2. 違法伐採工事としてストップさせた、内海榎木交差点、字道根・道入付近の太陽光発電設備工事の届けは、1 セットは 9.9 kW 発電のパネルだが、全体では 70 枚で 25 セット配置する事業届となっている。1セット（コンディショナー）は 9.9 kW だが、全体では 25 セットなのに、3 セット以下分の 25.2 kW 発電の報告となっている。それでも全体では、10 kW をはるかに超える。明らかに自家発電目的でなく、売電目的と思われる。脱法的なごまかし計画と考えなかったのか。	町長・副町長・関係部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一 太陽光発電設備導入に適切な措置を	3. 道根工事がストップ後、11月12日頃から「特定建設工事届」が無	町長・副町長・関係部課室長
	届けのままで、突然字口鈴ヶ谷付近の違法工事が始まった。	
	町として条例違反をどのように業者に指導したのか。	
	4. 本町の自然破壊を監視するためにも、10kW未満設備でも、自家消	
	費を主な目的とするものでなければ、ガイドライン第6条にみられる	
	届出書を提出させ、町として工事確認ができるようにガイドラインの	
	見直しや、運用を変更する必要があると考えるがどうか。	
	5. 自然に配慮する太陽光発電設備計画にするために、ガイドラインで	
	はなく、今後は適正な「太陽光発電設備条例」を制定し、発電設備工	
	事への様々な抜け穴を防ぎ、監視していく必要があると考えるがどう	
	か。	
	6. 今後の太陽光発電設備計画の土地選定にあたって、町として、土砂	
	災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、希少野生	
	動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺の景観との調和などに	
	配慮するとともに、反射光などによる地域住民の住環境への影響がな	
	いようにすることが必要である。今回のような本町の山等をいたずら	
	に削る太陽光発電設備計画は、町として十分なチェックが必要であ	
	る。そのためには、あらかじめ町として町内の土地の中で、景観等に	
	配慮した適正な設置場所計画のゾーニング（区分け）をして、業者に	
	ガイドライン・条例等で指導・命令していくことが必要と考えるがど	
	うか。	
	7. 太陽光発電設備への固定資産税等の適正な徴収はどのようになされ	
	ているのか。今後不正な行為が発覚した場合どのように対応するつも	
	りか。	

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
二 要 介 護 認 定 者 の 控 除 拡 大 を	8. 今後の太陽光発電設備に関わる伐採届けは、他の地域でも多く提出されている。森林法違法等の工事の実態が明らかになった時には、どのような対応を町として実施するつもりか。	町長・副町長・関係部課室長
	障がい者手帳の所持に関わらず、要介護認定者を町長が税法上の障がい者として認めれば、「障がい者控除対象者認定証」を町が発行して、障がい者控除を受けることができる。多くの市町村が要介護認定者を「障がい者等に準ずる」とし、税法上の障がい者控除の対象としている。自治体キャラバンの資料によれば、全県で原則要支援又は要介護 1 以上を発行条件としている自治体は、2019 年に 43 市町村で 80%になっている。また、「要介護者」に自動的に障がい者認定書を送付している自治体は 28 市町村になっている。	
	武豊町では介護 1 以上の実人数は 944 人なのに、1416 枚発行している。つまり、要支援対象者まで発行している。また、2020 年に認定書を武豊町から送付しているのは、1377 件である。	
	一方本町は、介護 1 以上は 745 人いるのに認定証の発行枚数はわずか 92 枚しかない。ようやく前年度認定者には、自動的に送るようになったが、新規は窓口申請しないと認定されない仕組みとなっている。不十分である。町長の判断と決断で要介護者の経済的負担を少なくすることができる。本町も武豊町も主治医の意見で判断しているのは変わらない。本町が、県内の多くの自治体と同じ扱いの適用をすることを求めて質問する。	
	1. 概ね要介護 1 以上の方を「障がい者控除対象者認定書」の発行の対象としていくことが必要と思うがどうか。	

[illegible]

令和 3 年 1 1 月 1 7 日

南 知 多 町 議 会 議 長 殿

南知多町議会議員

山本 優作

一 般 質 問 通 告 書

質 問
事 項

質問の要旨（詳細・具体的に記入）

希 望
答 弁 者

一・特定空家等の解消に向けて

全国的に空き家が増加し続け、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことが社会問題になっている。その中でも放置されて劣化した「特定空家等」は、倒壊した際に登下校中の児童・生徒を下敷きにする恐れがあるだけでなく、震災時の津波避難経路を塞ぐ可能性も高く、町民や観光客の生命を脅かす大変危険な存在である。

本町は愛知県内で最も空家率の高い自治体でもあることから、平成26年4月1日から「南知多町空家等の適正な管理に関する条例」を施行し、特定空家等の解消に取り組んできた。

条例の施行から8年目となるが、一部の特定空家等は解消されたものの、町内には特定空家等がまだまだ残っており、対応が行き詰まった状態にあると感じている。

事故や災害が発生する前に少しでも多くの特定空家等を減らす必要があるため、以下の質問をする。

町長、副町長、担当部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一・特定空家等の解消に向けて	1.南知多町空家対策計画によると、平成 29 年 12 月末時点で除却又は大規模修繕が必要と判断された特定空家等は 56 件あり、そのうち、対応済が 16 件、所有者等判明済の未対応が 27 件、所有者等調査中の未対応が 13 件であったが、現在それらの件数はどのように変化したか？また、そのうち小中学校の通学路沿いにあるものは何件か。 2.特定空家等の所有者が判明済で未対応のままになっているケースについて、対応が進まない主な理由は何か。 3.特定空家等の所有者に対して、物件の管理責任と事故等が発生した際の責任、賠償金の推定額等の周知方法は十分であるか。 4.空き家の解体費用がどの程度掛かるのか把握する手段として、本町では令和 3 年 8 月 25 日から AI による解体費用シミュレータを無償で利用できるようになったが、どのように周知し、どのような効果を見込んでいるか。 5.特定空家等の所有者として、空き家の劣化が進んだ時に解体費用が多くかかるケースがある。これについて、町として周知はしているか。	町長、副町長、担当部課室長

質 問 事 項	質問の要旨（詳細・具体的に記入）	希 望 答 弁 者
一・特定空家等の解消に向けて	6.現在、本町で特定空家等の解体工事を行う際、町から 20 万円、県から 20 万円、国から 40 万円、合計 80 万円の補助金が支給されるが、特定空家等に指定されていない空き家の解体工事には補助金は一切支給されない。そのため、空き家をわざと長期間放置して特定空家等になってから解体したほうが得をする状態になってしまっているケースについて、対策を検討したか。 7.特定空家等を解体せず放置している所有者に対して、ペナルティが軽すぎるのではないか。例として、京都市で独自に導入を検討している「別荘・空き家税」のようなものは本町でも検討したか。 8.所有者が判明する目途が立たないケースや遺族のいない所有者が死亡したケースでは、町の負担において対応する「略式代執行」以外の方法で対応することは難しいと考えるが、通学路沿いなど優先度の高いものから年に数件ずつでも略式代執行で対応していくことはできないか。 9. 今後も厳しい財政状況が続く中で、現在残っている特定空家等を今後どのように減らしていくのか。また、新たな対策を予定しているか。	町長、副町長、担当部課室長